

保育園等利用調整実施基準表【平成27年度～】

番号	保育に当たる保護者の状況(類型)	保育に当たる保護者の状況(細目)		指数(父)	指数(母)	実施期間	
1	労働	居宅外労働・居宅内自営中心者	月20日以上	日中8時間以上の就労を常態	30	30	小学校就学前
				日中6時間以上8時間未満の就労を常態	28	28	
				日中4時間以上6時間未満の就労を常態	26	26	
			月16日以上19日以下	日中8時間以上の就労を常態	28	28	
				日中6時間以上8時間未満の就労を常態	26	26	
				日中4時間以上6時間未満の就労を常態	24	24	
			月12日以上15日以下	日中8時間以上の就労を常態	26	26	
				日中6時間以上8時間未満の就労を常態	24	24	
				日中4時間以上6時間未満の就労を常態	22	22	
			その他の外勤	18	18		
		居宅内自営協力者	月20日以上	日中8時間以上の就労を常態	29	29	
				日中6時間以上8時間未満の就労を常態	27	27	
				日中4時間以上6時間未満の就労を常態	25	25	
			月16日以上19日以下	日中8時間以上の就労を常態	27	27	
				日中6時間以上8時間未満の就労を常態	25	25	
				日中4時間以上6時間未満の就労を常態	23	23	
			月12日以上15日以下	日中8時間以上の就労を常態	25	25	
				日中6時間以上8時間未満の就労を常態	23	23	
				日中4時間以上6時間未満の就労を常態	21	21	
			その他の居宅内自営協力者	17	17		
		採用内定	月20日以上	日中8時間以上の就労を常態とする内定	28	28	
				日中6時間以上8時間未満の就労を常態とする内定	26	26	
				日中4時間以上6時間未満の就労を常態とする内定	24	24	
			月16日以上19日以下	日中8時間以上の就労を常態とする内定	26	26	
日中6時間以上8時間未満の就労を常態とする内定	24			24			
日中4時間以上6時間未満の就労を常態とする内定	22			22			
月12日以上15日以下	日中8時間以上の就労を常態とする内定		24	24			
	日中6時間以上8時間未満の就労を常態とする内定		22	22			
	日中4時間以上6時間未満の就労を常態とする内定		20	20			
	その他の求職内定	16	16				
	内職	内職(月16日以上かつ1日4時間以上を客観的に書面等で証明できる場合)		13	13		
	求職未定	勤務誓約書提出者(内定者を除く)		10	10	1ヶ月	
2	出産	出産	産前6週、産後8週を含む月		—	21	予定月を中心に3月以内
3	心身障がい	心身障がい	身体障がい者手帳1・2級、精神障がい者保健福祉手帳1・2・3級、療育手帳A・A		30	30	小学校就学前
			身体障がい者手帳3級、療育手帳B		26	26	
			上記以外の障がい保育が必要と認められるもの		24	24	
4	傷病	入院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの		30	30	必要とする期間、回数、当該年度末
			入院が1か月未満と見込まれるもの		28	28	
		居宅	常時臥床している場合		30	30	
			精神性疾患、感染性の疾患又は特定疾患の場合		28	28	
			一般療養中の場合		20	20	
			臥床者・重度心身障がい者の常時介護、週5日以上の病院通院・施設通所・入院の常時付き添い		30	30	
5	介護、看護	介護、看護	週4日の病院通院・施設通所・入院の常時付き添い		27	27	
			週3日以下の病院通院・施設通所・入院の常時付き添い		24	24	
			上記以外の看護・介護で保育が必要と認められるもの		20	20	
			上記以外の看護・介護で保育が必要と認められるもの		20	20	
6	その他	両親不存在	両親がともにいない場合(死亡、行方不明、収監、施設入所等を含む)		30	30	
		災害	火災等の家屋の損害その他災害復旧のため保育できない場合		30	30	
		就学等	学校教育法に定める学校、国・都・市区町村設置の職業訓練施設又は技能習得施設に在学(居宅外労働の時間数に準じた指数)				
			上記の学校等に該当しない教育機関に在学・合格しているもの		17	17	
		社会的養護	児童相談所長から児童福祉法に規定する通知があった場合又は公的機関から同様の通知等があった場合		30	30	
		前各号に掲げるもののほか、明らかに保育することができないと認められる場合(労働状況の時間数に準じた指数)					

※時間は、始業から終業までの時間(休息、休憩時間を含む)とする。

※就労時間は、週4日以上、一日4時間以上とする。

※指数の算定は、保護者が2人の時は合算するものとし、保護者が1人のときは、その指数に30を加える。